**平成２２年（フ）第１１号**
山梨県富士吉田市下吉田2427番地の１　コーポ渡辺101号室
債務者　渡邊　　朗
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第１２号**
山梨県富士吉田市新西原１丁目８番２号
債務者　落合　一夫
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第１３号**
山梨県富士吉田市新西原１丁目８番２号
債務者　落合　夏代
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２２年（フ）第１６号**
長野県塩尻市大門五番町６番５号
債務者　竹原　広志
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第３３号**
長野県安曇野市豊科4303番地１　サザンハイツ202号
債務者　古籏　正昭
１　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１５号**
岐阜県美濃加茂市中部台２丁目14番地16　ミウラマンション103
債務者　山口あゆみ
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２２年（フ）第１２７号**
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷中８番地１町営横落住宅１―204号
債務者　安藤　久美
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１３３号**
愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅Ｖ棟51号室
債務者　松井　　愛（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第１６１号**
三重県伊賀市希望ヶ丘東４丁目１番19号
債務者　山下　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第７号**
三重県名張市東田原2612番地18、前住所三重県名張市すずらん台東２番町219番地
債務者　小平　明光
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第２０号**
三重県伊賀市服部町２丁目16番地
債務者　塚越　政代
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第２５号**
岡山県倉敷市連島町鶴新田1032番地１　ウインディア連島南Ｂ―102
債務者　岩本宣幸こと　李　　宣幸
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第９１号**
岡山県笠岡市生江浜583番地26
債務者　古賀野みどり
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１０４号**
岡山県倉敷市祐安1321番地１
債務者　森岡　正雄
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第２１６４号**
広島市安佐北区深川４丁目22番13号
債務者　松本真由美（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１３９号**
広島市西区三滝町13番13―102号　ナカベビル
債務者　吉村　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２００号**
広島市中区猫屋町２番14―604号
債務者　中倉　恵子（旧姓今井）
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
広島地方裁判所民事第４部